太平洋クロマグロの資源管理について

クロマグロについては、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、 国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになった。 国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を 実施しており、遊漁者も、漁業者の取組に準じ協力を求めてきたが、資源管理の実効性を確保す るため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示 による規制を導入した。

【広域漁業調整委員会による遊漁規制の概要】

- ・小型魚(30kg 未満)の採捕禁止
- ・大型魚(30kg以上)のキープは1人1日1尾まで
- ・大型魚を採捕した場合は重量・海域等の報告(水揚げから5日以内)
- (※リリースしたものについては、報告義務はありません。)
- ・期間を定め、大型魚の採捕禁止の公示

(国で予め期間ごとに定めた数量を超えるおそれがある場合は、期間を定め採捕禁止となる。)

※ 現在、令和6年1月~3月の採捕数量が6.1トンを超えるおそれがあるため、

1月24日(水)~3月31日(金)まで採捕禁止となっている。

クロマグロ (大型魚) 遊漁採捕量目安

時期	R5年	6月	7月	8月	9月~12月	R6年
	4~5月					1~3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	6. 1トン

【罰則について】

- ・ 遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、「沿岸くろまぐろ 漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の 指示に違反することとなる。
- ・ 指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)が適用される。

【添付資料】

- 別紙1 クロマグロ遊漁の部屋(水産庁 HP 抜粋)
- ・ 別紙2 クロマグロ資源保護及び採捕報告について(パンフレット)

水産庁について 政策について 分野別情報 報道・広報 申請・お問い合わせ

ホーム > 分野別情報 > 遊漁の部屋 > クロマグロ遊漁の部屋

クロマグロ遊漁の部屋

1.令和6年4月1日から新たなクロマグロ遊漁の管理 (※1)が始まりまます!

- 小型魚 (30kg未満) は採捕禁止です。 釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- 大型魚(30kg以上)のキープは1人1日1尾までです。1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。
- 遊漁者はキープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告をお願いします。(キャッチ&リリースしたものについては報告義務はありません。) 下の「遊漁採捕量報告のお願い」から、採捕してから 5 日以内に報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、 その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時期	R5年				2000	R 6年
	4~5月	6月	7月	8月	9月~12月	1~3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	6. 1トン

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量

- 全体の採捕数量が37.4トンを超えるおそれがある場合、令和6年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした 釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしてい て、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。
- ○遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、 「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認に ついて定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。
- ○指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)が適用されます。(漁業法第191条)
- (※1 規制措置の内容はコチラ)
- (※2 規制措置に関するQ&Aはコチラ)
- (※3 過去の規制措置(令和3年6月1日~令和4年5月31日)の内容はコチラ)
- (※3過去の規制措置(令和4年6月1日~令和5年3月31日)の内容はコチラ)
- (※3過去の規制措置(令和5年4月1日~令和6年3月31日)の内容はコチラ)
- (※4 広域漁業調整員会指示の内容はコチラ)

令和5年 4~5月	6月	7月	8月	9~12月	令和6年 1~3月	合計
4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6.0トン	37.3 トン

令和5年度のクロマグロ遊漁の規制については、令和6年1月~3月の採捕数量が6.1トンを超えるおそれがあるため、1月24日(水曜日)~3月31日(金曜日)まで採捕禁止となりました。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。指導に従わない場合等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指導に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)が適用されます。(漁業法第191条)



※こちらのバナー又はLINEから報告サイトにアクセスのうえ、ご入力願いま

す。

リンクはフリーですので、遊漁採捕量の把握にご協力をお願いします。

システムの改修に伴い、スマートフォンのLINEで釣果を報告できるようになり、過去の釣果報告が閲覧できるようになりました。

下のLINE公式アカウントのQRコードより友だち登録をしていただき、釣果の報告をよろしくお願いいたします。 詳細は「<u>遊漁者向け操作マニュアル(PDF:1,976KB)</u> 」をご参照ください。

全国の釣り人の釣果を登録する仕組みを普及し、将来的には水産物の資源管理に役立てたいと考えておりますところ、釣り人の皆様のご協力をよろしくお願いします。



(LINE友だち登録はこちらから) LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先 (https://www2.yugyo-saihoryo.jp 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

クロマグロ

資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の

資源回復のため、採捕制限を実施しています。 遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。



クロマグロ小型魚(30kg 未満※)採捕は 禁止

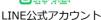
意図せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。 ※概ね体長(頭の先から尾の付け根まで)100cm以下が目安ですが、個体差があるので、 100cm以上でも30kg未満のおそれがある場合はリリースするようにしてください。

クロマグロ大型魚(30kg 以上)採捕は5日以内に報告を! キープは1人1日1尾まで!

▋リリースしたものについては報告義務はありません。

時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は 採捕禁止期間を設けます。







報生サイト

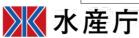
報告は、LINEアカウント又は報告サイトから 簡単にできます。

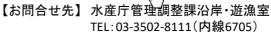
LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能です。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、 釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。











遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

資源評価の精度があがり、 より正確に資源状態が把握 できるようになります

遊漁者が資源管理に 参加することにより

漁業と一体となった資源 管理を行うことにより、 水産資源を持続的に利用 することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます (LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)











LINE公式アカウント

LINEを使用しない報告先

クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚(30キロ未満)→ 採捕禁止
- ・大型魚(30キロ以上)→ 報告必要(キープは1人1日1尾まで)

(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁の Webサイト

【お問合せ先】 水産庁管理調整

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室 TEL:03-35<u>02-8111(内線6705)</u>